第3章

## 生涯学習社会の実現

## 総論

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭 教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企 業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省では、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、職 業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進など、人 生100年時代を見据えた生涯学習の推進に取り組んでいます。

# **-人一人の生涯を通じた学習の**

「人生100年時代」、「超スマート社会(Society 5.0)」に向けて社会が大きな転換点を迎え る中にあって、生涯学習の重要性は一層高まっています。文部科学省では、国民一人一人が 生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に 評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生 涯学習社会の実現のための取組を進めています。

生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項については、中央教育審議会に生涯学習分科 会を置いて審議を行っています。第10期中央教育審議会生涯学習分科会においては、第9 期答申を踏まえつつ、人生100年時代やSociety 5.0及び期中に発生した新型コロナウイルス 感染症など社会の変化を踏まえた今後の生涯学習・社会教育の在り方や具体的な推進方策に ついて審議を行い、令和2年9月に「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論 の整理」として取りまとめられました。

## ■ 社会人の学びの推進

## (1) 社会人の学び直し(リカレント教育)の充実

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大 学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能を身に付けることが必要です。また、出産や子育 てなど女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進に加え、新型コロナウ イルス感染症の世界的な拡大による産業構造の変化等に対応する観点からも、社会人の学び 直し(リカレント教育)の推進がより一層重要となっています。令和2年7月に取りまとめ られた「経済財政運営と改革の基本方針2020」(骨太の方針2020) や「成長戦略実行計画」 においては、大学や専修学校等におけるリカレント教育を拡充することが求められていま す。

一方、学ぶための時間がない、費用がかかる、社会人や企業のニーズに合った実践的なプ ログラムが少ない、及び講座等の情報が得にくいことなどから、大学等での社会人の学びが 進まない状況が続いてきました。

このことを踏まえ、文部科学省は、大学・専修学校における産学連携による実践的なプロ グラムの開発・拡充に取り組んでいます。

具体的には、IT技術者等を対象とした高度な実践的プログラムの開発・実施を行う「成 長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT-Pro)」や、実務家教員育成に関す るプログラムの開発・実施など産学共同による人材育成システムを構築する「持続的な産学 共同人材育成システム構築事業 |、放送大学における実践的な講座のインターネット配信・ 認証等の取組、専修学校におけるリカレント教育の実践モデルの形成に取り組む「専修学校 リカレント教育総合推進プロジェクト」等の事業に助成しています。

また、社会人や企業等のニーズに応じた実践的かつ専門的なプログラムのうち優れた取組 について文部科学大臣が認定する制度として、大学・短期大学が行う「職業実践力育成プロ グラム (BP)」(令和3年4月現在で314課程を認定、うち51課程は60時間以上の課程)や 専修学校が行う「キャリア形成促進プログラム」(令和3年3月現在で18課程を認定)の充 実を図っています。さらに、短期間で修了できるプログラムに対する社会人のニーズが高い ことを踏まえ、大学や専修学校等が行う履修証明制度の最低時間数を「120時間以上」から 「60時間以上」に見直すことにより、これらの文部科学大臣認定制度の対象となるプログラ ムの拡大を図り、更なる社会人向けプログラムの開発を促進しています。

加えて、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりや、リカレ ント教育の講座情報等を提供する総合的なポータルサイト(マナパス)\*1の整備などにより、 社会人が学びやすい環境整備を行っています。

#### (2) 高等教育機関における社会人の学ぶ環境の整備

大学等において多様な学生を受け入れるため、令和元年8月に学校教育法施行規則等の一 部改正を行い、単位累積加算制度の利用促進を目的とした履修証明プログラムに係る学修へ の単位授与や、正規の学位課程のうち体系的に開設された授業科目の学修に対する社会的評 価の向上を目的とした学修証明書の交付が可能となりました。加えて、令和2年6月には、 大学院におけるリカレント教育促進を目的とした入学前の既修得単位の認定の柔軟化等の制 度改正を行いました。

そのほか、社会人の学びを主要な機能の一つと位置づけ新たな高等教育機関として平成 31年度に制度化された専門職大学、専門職短期大学及び専門職学科については、令和2年 度に専門職大学5校と専門職短期大学1校、専門職学科1校1学科が認可されました。令和 3年4月現在、専門職大学14校、専門職短期大学3校、専門職学科1校1学科において実 践的な職業教育が行われています。

今後も、関係省庁と連携し、社会人の学びを推進してまいります。



リカレント教育の講座情報等を提供する総合的なポータルサイト「マナパスー社会人の大学等での学びを応援するサイトー」(イメージ)

## 2 障害者の生涯を通じた学習の支援

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が生涯 にわたり自らの可能性を追求でき、地域の一員として豊かな人生を送ることができる環境を 整えていくことが求められています。そのことを踏まえ、平成30年3月に閣議決定された 第4次障害者基本計画及び同年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画においては、 障害者の生涯学習の推進が明記されました。

文部科学省では、平成30年度より「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実 践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学 習プログラムの開発等に関する実践研究や、生涯学習分野における合理的配慮の在り方等に 関する調査研究を行っており、研究成果を順次普及することとしています。令和2年度は都 道府県を中心とした地域コンソーシアム形成事業を開始し、地域における持続可能な学びを 支援する体制構築の基盤づくりを行いました。令和元年度からは障害者の生涯学習の全国的 な推進に向けて「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開始し、令和2年度も引き 続き全国7ブロックにおいて、障害者本人による学びの成果発表等や学びの場づくりに関す る好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行いました。また、障害のあ る人の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体に対してその功績をたたえ る文部科学大臣表彰では、73件の対象者を決定し、令和2年12月に表彰式と事例発表会を 開催しました。さらに同年9月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の 実現に向けた啓発として「超福祉の学校2020オンライン~障害の有無をこえて共に学び、 つくる共生社会フォーラム~ | を、特定非営利活動法人(以下、「NPO法人 | という。) ピー プルデザイン研究所との共催により開催しました。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号。通称 「読書バリアフリー法」)に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総 合的かつ計画的な推進を図るため、令和2年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進 に関する基本的な計画」を厚生労働省と共同で策定しました。



令和2年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る 文部科学大臣表彰式(オンライン開催)の様子



「超福祉の学校2020オンライン ~障害の有無をこえて共に学び、つくる共生社会フォーラム~」 (オンライン開催) でのトークセッションの様子

## | 日 | 専修学校教育の振興

専修学校は、昭和50年の学校教育法の改正において「職業若しくは実際生活に必要な能 力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする教育施設であるとされ、制度が創設 されました(図表2-3-1)。多様な分野において、社会の変化に即応した実践的な職業教 育を行う中核的機関として、地域産業を支える専門職業人を養成しており、令和2年5月現 在で3.115校が設置され、66万1,174人の生徒が学んでいます。

#### 専修学校の目的、課程及び主な要件

目的	職業若しくは実際生活に必要な負	能力を育成し、又は教養の向上を	図る。 (学校教育法第124条)
要件	修業年限 1 年以上、年間授業時数 800 時間以上、常時 40 人以上の在学生 等		
課程	高等課程 (高等専修学校) 入学資格:中学校卒以上	専門課程(専門学校) 入学資格:高校・高等専修学校 (3年制)卒以上	<u>一般課程</u> 入学資格:限定なし (学歴不問)

専修学校は、入学資格の違いによって、高等学校卒業程度を入学資格とする「専門課程」 (専門学校)、中学校卒業程度を入学資格とする「高等課程」(高等専修学校)、入学資格を問 わない「一般課程」の三つの課程があります。文部科学大臣の指定を受けた高等課程又は専 門課程を修了すれば、それぞれ大学入学資格、大学編入資格又は大学院入学資格が得られま す。また、修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上等の要件を、又は修業年限が 4年以上、総授業時数が3,400時間以上等の要件を満たしている課程であって、文部科学大 臣が認定した課程の修了者にはそれぞれ「専門士」又は、「高度専門士」の称号が付与され ます。

平成24年度からは単位制及び通信制の教育が可能となりました。26年度には企業等との 連携によって実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を「職業実践専門課 程 | として認定(令和3年3月現在で1.070校3.149学科)する制度が創設されました。また、 平成30年度には社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的・専門的なプ ログラムを「キャリア形成促進プログラム」として認定(令和3年3月現在で14校18学科) する制度が創設されました。

教育費負担の軽減を目的として、高等課程は、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付 金の支給対象とされています。また、専門課程は、令和2年度から施行された高等教育の修 学支援新制度(大学等における修学の支援に関する法律)に基づき、一定の要件を満たすこ との確認を受けた専修学校(専門課程)において一定の要件を満たす生徒については新制度 の支援対象となります。

グローバル化の進展や産業の高度化・複雑化が進展していく中、専修学校は、その柔軟な 特性を生かし、実践的職業人の育成に努めるとともに、社会人の学び直しの推進にも更に貢 献していくことが期待されています。

### 4 多様な学習機会の提供

#### (1)放送大学の充実・整備

放送大学は、いつでもどこでも学ぶことができるよう、BS放送(テレビ・ラジオ)やイ ンターネットの活用等により、大学教育の機会を幅広く提供しています。また、全国に「学 習センター|等を設置して学生の学習活動を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも 寄与しています。令和2年度第2学期現在で学部・大学院を合わせて約9万人が在籍してお り、これまでに延べ160万人以上の学生が学び、11万人を超える卒業生を送り出してきまし た。放送大学の学生は職業・年齢も多様であり、学生の有職率は約7割で、心身に障害があ る学生も800人以上在籍しており、字幕放送や手話通訳等を通じて障害者が学びやすい環境 を整えています。

放送大学は、学部・大学院を合わせて300を超える授業科目を開設しており、学生は各自 の学習目的に合わせて授業科目を選択することができ、科目等履修生として1科目から学ぶ こともできます。また、特別支援学校教諭免許状をはじめとした各種資格に対応する科目の 開講や、特定分野の授業科目群を体系的に学ぶことにより履修証明を得られる「科目群履修 認証制度(放送大学エキスパート)」の実施などによって、多様な学習需要に応えています。 さらに近年、社会のニーズに対応した学習の充実を図るため、女性のキャリアアップにつな がる授業科目や小学校の外国語指導力向上のための授業科目、幼保連携型認定こども園の特 例制度に定められた授業科目をはじめとするオンライン授業の拡充を進めています。加え て、授業科目以外にも、学習指導要領の改訂を踏まえた小学校教員向けのインターネット配 信公開講座「プログラミング教育プラン」の開講、データサイエンスやサイバーセキュリ ティ等の社会的に関心の高い様々なテーマの番組放送等を行い、人生100年時代を見据えた 生涯にわたる学習環境の一層の充実に取り組んでいます。

#### (2) 大学、専修学校における学習機会の提供

大学や専修学校等は、前述のように社会人を含む様々な学生等を受け入れているほか、公 開講座やセミナー等を通じて地域の人々に多様な学習機会を提供する役割を担っています。

#### (3)公民館等社会教育施設における学習機会の提供

公民館(公民館類似施設含む)は、地域住民にとって身近な学習拠点であり、平成30年 度社会教育調査によると、全国で約38万4,000講座が開設され、約951万8,000人が教養や体 育・レクリエーション、家庭教育、職業知識・技能等の学習活動に参加しています。

また、図書館や生涯学習センター、青少年教育施設、女性教育施設においても施設の特色 を生かした様々な学習機会が提供されており、国民一人一人の生涯を通して学びを支援して います。

#### (4) 社会通信教育

文部科学省は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教 育上奨励すべきものを認定し、その普及・奨励を図っています。令和3年3月末現在、文部 科学省認定社会通信教育は26団体110課程であり、令和2年における1年間の延べ受講者数 は約6万3,000人となっています。

#### (5) 民間教育事業者、NPO法人等との連携

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間教育団体は、社会づくりや 地域づくりの重要な担い手として、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たし ており、ますます重要なものになっています。文部科学省は、民間団体と行政の協働による 取組の充実を図るとともに、優れた民間教育事業の後援や表彰、取組の紹介など、民間教育 団体の取組の活性化や官民のネットワーク形成を支援しています。

## 5 学習成果の評価・活用

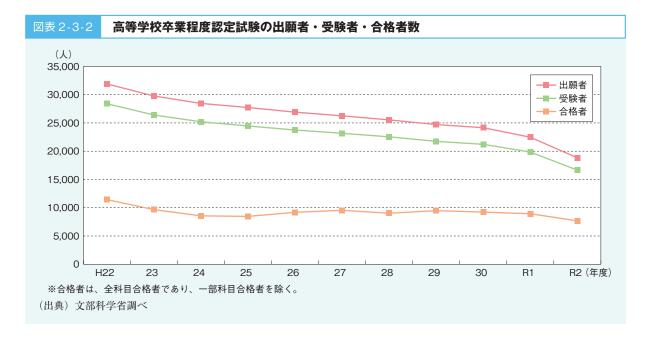
#### (1) 学校外における学修の単位認定

高等学校では、生徒の能力・適性、興味・関心などが多様化している実態を考慮し、選択 の幅を広げる観点から、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、1. 大学、高等 専門学校、専修学校などにおける学修、2. 知識・技能審査の成果に関する学修、3. ボラ ンティア活動、就業体験活動(インターンシップ)等、4. 高等学校卒業程度認定試験の合 格科目に関する学修など、在学する高等学校以外の場における学修の成果について、各高等 学校の判断によって学校の科目の履修とみなし、単位を与えることが可能となっています。 平成28年度は、1.大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修については350校、2. 知識・技能審査の成果に関する学修については1,304校、3. ボランティア活動、就業体験 活動(インターンシップ)等については416校、4. 高等学校卒業程度認定試験の合格科目 に関する学修については327校が単位認定を行っています。

また、大学等(大学、高等専門学校、専門学校)は、教育内容の充実に資するため、大学 等における教育に相当する学修など大学等以外の教育施設などにおける学修について、当該 大学等における単位として認定できることとされており、平成27年度は517大学(全体の 69.3%)がこれを活用しています。

#### (2) 高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者 と同程度以上の学力があることを認定する試験です。この試験の合格者には、大学等の入学 資格が付与されます。令和2年度における延べ出願者数は1万8.825人、受験者数は1万 6.654人、合格者数は7.681人となっています(図表 2-3-2)。出願者のうち約半数となる 49.6%を高等学校中途退学者が占めており、高等学校卒業程度認定試験が高等学校等の中途 退学者などの再挑戦の機会となっていることが分かります。試験合格者のおよそ半数は大学 等に進学していますが、この試験は、就職などの機会に学力を証明する手段としても活用さ れています。文部科学省は、採用試験や採用後の処遇において高等学校の卒業者と同等に扱 われるよう、文部科学省ウェブサイトやパンフレット、ポスターの配布などによって制度の 周知に努めています。



#### (3) 大学改革支援・学位授与機構による学位授与

大学改革支援・学位授与機構は、大学・大学院の正規の課程を修了してはいないものの、 大学・大学院を卒業又は修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して、高 等教育段階の様々な学習成果を評価し、学位を授与しています。平成27年度からは、大学 と同等の教育課程において学修指導が行われていると同機構が認定した短期大学・高等専門 学校の専攻科の修了見込み者に対して学位(学士)を授与する新たな制度を設けました。令 和2年度末までに、1. 短期大学、高等専門学校卒業者などが大学、専攻科において更に一 定の学習を行った場合に当たる者として延べ5万8.752人に、2. 同機構が認定する教育施 設(省庁大学校)の課程の修了者に当たる者として延べ3万2,387人に学位を授与していま す。

#### (4) 検定試験の質の向上等

民間の団体(検定事業者)が、受検者の学習成果を測るために行う検定試験は、法令等に 基づくものではありませんが、全国で実施され多数の受検者が参加するものや、専門的な知 識・技能を測るために特定の受検者を対象に実施されるもの、各地域における文化活動や観 光産業などの活性化を目的としたものなど様々な規模・内容で実施されています。こうした 検定試験によって測られる学習成果が適切に評価され、学校や職場、地域社会などで生かさ れるためには、検定試験の質の向上と信頼性の確保が重要です。

文部科学省は、検定試験に関する評価や情報公開の取組を促進するため、平成29年10月 に「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」として取りまとめて 公表しました。ガイドラインでは、検定試験の評価手法、評価の視点や内容、情報公開が望 まれる項目などが検定事業者の自主的な取組の目安として示されています。

また、本ガイドラインを踏まえた自己評価や第三者評価の普及・定着を促進するための第 三者評価に関する調査研究を実施し、平成31年3月に報告書が取りまとめられました。こ れを受け、検定試験の自己評価の実施を前提としてNPO法人全国検定振興機構において、 検定試験の第三者評価が行われています。今後も、検定試験の質保証の取組について、関係 団体とも連携しつつ、普及してまいります。

# 現代的・社会的な課題に対応した学 習等の推進

### 11 少子化対策

我が国の深刻な課題である少子化問題に関し、政府は「次世代育成支援対策推進法」や 「少子化社会対策基本法」及び同法に基づく「少子化社会対策大綱」などを踏まえ対策を推 進しています。文部科学省では、1. 教育の無償化・負担軽減、2. 認定こども園の設置・ 移行支援や幼稚園における預かり保育・子育て支援の充実、3. 地域住民等の参画によるコ ミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動、保護者に対する学習機 会の提供などによる家庭教育の支援といった地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備 等に取り組んでいます。

特に1.については、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」及 び30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、令和元年 10月の消費税率10%への引上げに伴う税収の増加分を活用した幼児教育・保育や高等教育 の無償化等が盛り込まれました。また、平成30年12月には、閣議決定を踏まえ、「幼児教 育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」において、「幼児教育・高等教 育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されました。第198回通常国会において、同 方針を踏まえ提出された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び大学等における修 学の支援に関する法律が成立し、幼児教育・保育の無償化は令和元年10月から、高等教育 の修学支援新制度は令和2年4月から、それぞれ実施されています。また、同年4月より、 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化も実施されています。

## 121 意欲ある高齢者の能力発揮を可能とする高齢社会への対応

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の 豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送った りする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要となりま す。また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意 義が再認識されています。文部科学省では、地域の多様な主体の対話・協議による学びを通 じた課題解決や活性化が持続的に行われるための方策や、高齢者の社会参画促進のためのノ ウハウなどについて、行政、企業、NPO、各種団体等で社会教育に携わる者の間で共有す るための取組事例を収集・公表し、高齢社会への対応に資する取組の普及・啓発に努めてい ます。

## 3 人権教育の推進

文部科学省は、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育及び社会 教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。学校教育については、 学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及等によって、教育委員 会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援しています。社会教育については、社 会教育主事の養成講習等において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及 び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、各地 域の実情に即した人権教育が推進されるよう促しています。

また、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」

(令和元年7月12日閣議決定)等を踏まえ、ハンセン病の元患者やその家族が置かれていた 境遇を踏まえた人権教育を推進するため、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人 権教育推進検討チーム | において、有識者からの意見聴取や現地視察等を行いつつ取組に関 する検討を行っています。今後は、厚生労働省において開催される「ハンセン病に係る偏見 差別の解消のための施策検討会」における議論や、御家族の皆様との協議も踏まえながら、 厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病の元患者や御家族が置かれていた 境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図ってまいります。

### 4 男女共同参画社会の形成に向けた取組

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であり、「男女共同参画 社会基本法 | や「男女共同参画基本計画 | 等に基づき、政府において総合的かつ計画的な取 組を進めています。文部科学省は、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣 議決定)に示された施策等に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・ 学習の充実を推進しています。

#### (1)男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画社会の形成に向けて、学校・家庭・地域などにおいて男女共同参画を推進し 多様な選択を可能にする教育・学習の充実などを図っています。

学校教育については、小・中・高等学校において、児童生徒の発達段階に応じて男女の平 等や相互の理解と協力について適切に指導が行われるとともに、男女が共に各人の生き方、 能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身に付けられるような進路指導が 行われるよう努めています。また、次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとら われず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意 識の醸成を図るため、令和元年度より「次世代のライフプランニング教育推進事業」を実施 し、学校で活用できるライフプランニング教育プログラム(高校生・大学生対象)や、教員 が学校現場で生じうる「無意識の思い込み」等について理解を深め、指導に役立つ気付きを 得るための教員研修プログラムを開発しました。さらに都道府県教育委員会等に対し、各種 会議をはじめ様々な機会において、女性の校長・教頭等の管理職への積極的な登用を働きか けています。

社会教育については、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参 画していくための学習機会の充実を図っています。令和2年度から「女性の多様なチャレン ジに寄り添う学びと社会参画支援事業」を開始し、大学や男女共同参画センターが、企業等 関係機関と連携して、キャリアップに向けた意識醸成や、相談体制の充実、学習プログラム の開発等を行うことにより、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの構築を進 めています。

#### (2) 国立女性教育会館における活動

国立女性教育会館(NWEC:ヌエック)は、「研修」、「調査研究」、「広報・情報発信」、 「国際貢献」の四つを有機的に連携させながら、国内の男女共同参画を推進するための事業 を展開しています。

令和2年度には、女性団体、男女共同参画センター、地方公共団体、初等中等教育機関及 び教育委員会、大学等の高等教育機関、企業等に対し、それぞれの分野での男女共同参画を 進めていくためのリーダー等に対するオンライン研修を実施するとともに、これらの機関や 組織のネットワークの形成を支援しました。また、放送大学と連携して、女性のキャリアデ ザインに関するオンライン講座を運用するとともに、会館主催研修の一部にeラーニングを取り入れています。あわせて、これまでに実施した研修やセミナーの様子をウェブサイトで配信しました。

また、社会人となって最初に直面する仕事や職場環境はその後のキャリア形成に大きく影響し、企業にとっても若手社員の活躍と定着は大きな課題であるため、平成27年から令和元年にかけて、民間企業の正規職に就いた男女を入社5年目まで追跡するパネル調査を実施し、本調査から得られた知見をもとに検証した報告会をオンラインにて開催しました。

これらの研修等の土台となる調査研究や関連する専門情報の収集・提供の充実を図るために、企業や大学等の男女共同参画の取組に資する情報収集・発信を施設内の女性教育情報センターや女性情報ポータルサイトWinet、広報媒体(メールマガジン、SNS等)等で重点的に行いました。

さらに、女性の人権やエンパワーメントに係る課題について理解を深める国際貢献の取組として、新型肺炎とジェンダーをテーマとした「NWECグローバルセミナー」や人身取引をテーマにした国際研修を実施しました。また、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープル・ライトアップを実施し、女性に対する暴力防止を広くアピールしました。

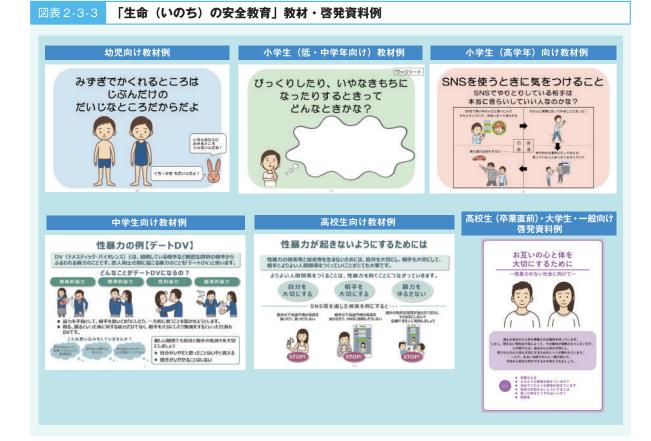
## 5 性犯罪・性暴力対策の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

政府においては、令和2年4月に内閣府特命担当大臣(男女共同参画)の下、内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省の局長級から構成される「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」が立ち上がり、同年6月11日には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(以下、「強化の方針」という。)を取りまとめました。強化の方針は、令和2年度から4年度までの3年間を、「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」とし、その第一歩として、今後の取組方針を示したものです。強化の方針では、刑事法の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等に取り組むこととしています。文部科学省関係では、子供が性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないための「生命(いのち)の安全教育」の推進や、学校等で相談を受ける体制の強化、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分\*2等が盛り込まれました。

政府では、強化の方針を踏まえ、各地の取組事例について調査を行うとともに、有識者から成る検討会において「生命(いのち)の安全教育」を実施する際に活用できる、発達段階に応じた教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料等の作成に向けた現状調査、分析・検討を行いました。令和3年4月には、幼児期・小学校・中学校・高校と、それぞれの子供の発達段階に応じて各学校の授業でご活用いただける教材や指導の手引き、大学生・一般向けの啓発資料等を公表しました。

さらに、令和3年度には、文部科学省において、「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業」を実施し、関係機関や民間団体の協力の下、上述の教材等を活用した 指導モデルの開発を行うこととしています。



## 6 児童虐待の防止

児童虐待の防止については、政府全体で様々な施策の推進を図っていますが、痛ましい事 件は後を絶ちません。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数が令和元年 度には19万3.780件と過去最多になるなど、児童虐待は依然として社会全体で早急に取り組 むべき課題です。

児童虐待の未然防止や、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童生徒の支援については、 家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携する必要があります。文部科学省はこれまで も、学校教育関係者や社会教育関係者に対する児童相談所への通告義務や関係機関との連携 等を図る上での留意点等の周知、教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材の作成・ 配布などを行ってきたほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用 した学校における教育相談体制の整備、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等 による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支 援に関する取組の充実に取り組んでいます。

また、平成30年6月には、同年3月に東京都目黒区で発生した女児が虐待を受けて亡く なった児童虐待事案も受け、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」(以下、「関係閣僚 会議」という。)が開催され、同年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」 (以下、「緊急総合対策」という。)が取りまとめられたほか、31年1月には、千葉県野田市 において児童虐待が疑われる小学4年生の死亡事案が発生したことを受け、同年2月、関係 閣僚会議において「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化 について」(以下、「関係閣僚会議決定」という。)が決定され、同年3月には、児童虐待防 止対策のための制度改正や「緊急総合対策」「関係閣僚会議決定」等のこれまでの取組の実 施について改めて徹底するため、関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化に ついて」(以下、「抜本的強化」という。)が決定されました。

文部科学省としても、本事案における課題をしっかりと検証した上で、関係機関とも連携 しつつ、再発防止策を講ずるため、文部科学副大臣を主査とする「千葉県野田市における小 学4年生死亡事案に関するタスクフォース」を開催し、児童虐待事案に係る情報の管理及び 関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知したほか、令和元 年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教 育委員会等向け虐待対応の手引き | を作成し、公表しました。さらに、厚生労働省及び文部 科学省が連携して関係閣僚会議決定に基づく取組を実施するため、両省副大臣を共同議長と するプロジェクトチームを開催し、同年6月に検証に関する中間取りまとめを行いました。

加えて、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が 令和元年6月に公布されたことを受け、文部科学省から各都道府県教育委員会等に通知を発 出し、改正法の内容や児童虐待防止対策に係る対応について周知を図ったほか、抜本的強化 を受け、2年1月には、具体的な虐待対応のケースを取り上げ、必要な対応のポイントや関 係法令を解説した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、公表しまし た。さらに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、元年8月に は、抜本的強化を踏まえ、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向 けて、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を取りまとめた「児童虐待への対応のポ イント」(令和3年3月改訂)を作成し、関係者に周知しました。

また、令和2年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、全国の家庭・学校・地域 の関係者に向けて、文部科学大臣メッセージ「児童虐待の根絶に向けて~地域全体で子供た ちを見守り育てるために〜」を発信するなど、児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行いま した。

文部科学省としては、引き続き、1. 専門スタッフの配置等による学校・教育委員会の体 制強化、2. 学校・教育委員会と児童相談所、警察等の関係機関との連携強化等の子供たち を守り通すための取組を一層強化するとともに、地域全体で子供たちを見守り育てるための 取組を推進していきます。

## ☑ 子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将 来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やか に育成される環境の整備に努めてきたところです。令和元年6月には同法が改正され、新た に市町村にも貧困対策計画策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られる べき趣旨が明確化されました。

また、同法改正等を踏まえ、令和元年11月には、政府として総合的に子供の貧困対策を 推進するための基本的な施策を定めた、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されま した。

本大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の 効果等を検証し評価するため、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割 合や子供の貧困率\*3等の39の指標を設定し、貧困の実態をより多面的に捉えられるように しています。あわせて、これらの指標の改善に向けて、「教育の支援」等の事項ごとに、当 面取り組むべき重点施策を掲げています。

文部科学省としては、本大綱も踏まえ、

・幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減

<sup>\*</sup>③子供の貧困率:17歳以下の子供全体に占める、貧困線(等価可処分所得(世帯可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整し た所得)の中央値の半分の額)に満たない17歳以下の子供の割合であり、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づく。

- ・貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置やスクールソーシャルワー カーの配置充実等の「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策 |
- ・地域住民等の参画による放課後等の学習支援や、高校中退者等に対する学習相談・学習支 援の促進等の「地域の教育資源を活用した子供の貧困対策 |

等に引き続き、取り組んでいきます。

## 8 主権者教育の推進

平成27年6月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、選挙権年齢が満18歳 以上に引き下げられました。これにより、未来の日本の在り方を決める政治に、より多くの 世代の声を反映することが可能となりました。一方で、これまで以上に、国家・社会の形成 者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考え を作っていく力を育むことが重要となりました。

文部科学省は平成27年11月より開催した「主権者教育の推進のための検討チーム」の取 りまとめを踏まえ、単に政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として 社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会 の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進しています。

具体的には、総務省と連携して、政治や選挙等に関する副教材等を全国の全ての高等学校 等に配布するなどの取組を行っています。

また、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、29年3月に告示した小・中学校の 新学習指導要領では、社会科、家庭科、特別活動など関連する教科等において主権者教育の 充実を図りました。さらに、30年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、現代社会の諸課 題を捉え、その解決に向けて、社会に参画する主体として自立することや他者と協働してよ りよい社会を形成することについて、考察し、選択・判断する力を育む科目として「公共」 を新たに設置しています。

大学等においても、各地方公共団体の選挙管理委員会と連携したキャンパス内における期 日前投票所の設置や、インターンシップなどを通じた学生等への啓発活動等の充実を図って います。また、「住民票の異動及び投票方法に係る周知啓発について(依頼)」(令和3年2 月2日付け高等教育局長通知)を通じ、進学や就職等で引っ越しをした場合における住民票 の異動と投票方法について大学等に周知を行いました。

## 9 消費者教育の推進

消費者をめぐる問題が複雑化・高度化する中、消費者被害防止の観点だけでなく、様々な 情報の中から必要なものを取捨選択し、適切な意思決定や消費行動を選択し、意見を表明し 行動することができる自立した消費者を育成する教育が重要です。

文部科学省は、「消費者教育の推進に関する法律」及びこれに基づく「消費者教育の推進 に関する基本的な方針 | (平成25年6月閣議決定、30年3月変更) 並びに「消費者基本計画 | (平成27年3月24日閣議決定)を踏まえ、学校教育や社会教育における消費者教育を推進し てきました。

また、平成30年6月、成年年齢を引き下げる民法の一部を改正する法律(平成30年法律 第59号)が成立し、令和4年4月1日より施行予定であることから、若年者に対する消費 者教育の更なる充実が求められています。

そのため、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係4省庁において、平成30年度 から令和2年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアク ションプログラム(平成30年2月、同7月改定)」を決定し、本プログラムに基づき、若年

者に対する消費者教育の推進を図ってきました。令和3年度は、成年年齢引下げ前の最終年 度に当たることから、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンとして、引き 続きアクションプログラムの取組を推進するとともに、地方公共団体、大学等、関係団体、 メディア等も巻き込んだ重層的な取組を行うこととしています。

文部科学省では、平成29年3月に小・中学校、30年3月に高等学校の学習指導要領を改 訂し、関連する教科等において消費者教育に関する内容の更なる充実を図っています。ま た、各学校の指導の改善に資するよう、都道府県教育委員会等に委託して、消費生活に関す る諸課題も含め、実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究を 行っています。

併せて、文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、多様な主 体の連携と協働を促進する場として「消費者教育フェスタ」を開催しています。令和2年度 は、成年年齢引下げの施行に向けて、18歳までに自らが主体的に判断し、責任を持って行 動ができる能力を育むため、有識者による基調講演やパネルディスカッション、実践者によ る事例報告などをオンラインを活用して実施しました。さらに、消費者教育の指導者用啓発 資料について、消費者教育を通じて育むべき力と指導者の役割、指導者が消費者教育を行う 上でのヒントや関係者が相互に連携して取り組む手法等について啓発を行っています。加え て、地域における消費者教育が連携・協働により一層推進されるよう、消費者教育アドバイ ザーを4か所に派遣するとともに、消費者教育の効果的な体制づくりの実証的調査研究を4 か所で実施しました。

## ⑪ 環境教育・環境学習の推進

地球温暖化や自然環境の破壊、資源エネルギー問題など地球規模での様々な課題がある 中、エネルギーの効率的な利用など環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築する ため、国民一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境 保全活動に取り組んでいくことが重要です。そのため、我が国は持続可能な開発のための教 育(ESD)の提唱国として、環境問題等を含む現代社会における地球規模の課題を自分のこ ととして捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付ける教育を推進していま

文部科学省は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及びこれに基づ く「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本 的な方針」(平成30年6月閣議決定)を踏まえ、国民がその発達段階に応じて、あらゆる機 会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育にお ける環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいます。

学校における環境教育については、これまでも、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発 達の段階に応じて、社会科や理科など教科等横断的な学習が行われています。また平成29 年3月には、小・中学校、30年3月には高等学校の学習指導要領を改訂し、環境教育につ いては、社会科や理科、技術・家庭科など関連ある教科においてその内容を充実していま す。

文部科学省は、環境教育を一層推進するための施策として、環境省との連携・協力による 教師等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する研修(環境教育リーダー研修) などを実施しています。また、「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒 の健全育成を目的とした自然体験活動や農林漁業体験など農山漁村等における様々な創意工 夫のある宿泊体験活動を支援しています。

学校の施設については、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を関係省庁と連

携して推進しています。

社会教育については、公民館等の社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係 団体等が連携し、環境保全等の地域の課題を解決していくための取組について情報提供する など、地域の教育力の向上を図っています。

さらに、青少年の自然体験活動等を一層推進するため、全国的な普及啓発事業、青少年の 体験活動推進に関する調査研究、「青少年体験活動推進企業表彰 | 等を実施するとともに、 自己肯定感を育むために有効な体験活動を支援しています。国立青少年教育振興機構は、全 国28か所の国立青少年教育施設の立地条件や特色を生かした自然体験活動等の機会や場を 提供しているほか、民間団体が実施する自然体験活動等に対して「子どもゆめ基金」事業\*4 による助成を行っています。

### [ ] 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより 深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は、「子どもの読書活動の 推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年 4月20日閣議決定)(以下、「第四次基本計画」という。)を踏まえ、令和4年度に1.子供 の「不読率」(1か月に1冊も本を読まない子供の割合)の減少(小学生2%以下、中学生 8%以下、高校生26%以下)、2. 市町村における「子どもの読書活動推進に関する基本的 な計画」の策定率の増加(市にあっては100%、町村にあっては70%以上)を目指して、広 く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、様々な施策を実施しています。

第四次基本計画においては、特に高校生の不読率を改善するために、1. 読書習慣の形成 に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進すること、2. 友人同士で本を薦め合うなど、 読書への関心を高める取組を充実すること、3. 情報環境の変化が子供の読書環境に与える 影響に関する実態把握・分析を進めることとしています。国、都道府県、市町村がそれぞれ の役割を踏まえ、学校・図書館・民間団体・民間企業等の様々な機関と連携し、各種取組を 充実・促進していきます。

#### (1) 学校における読書活動の推進

#### ①学校における読書活動の推進

子供の読書習慣を形成していく上で、学校は掛け替えのない大きな役割を担っています。 「学校教育法」には、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しま せ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されてい ます。また、学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童 生徒の主体的・対話的な深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自 主的、自発的な読書活動を充実することとしています。

小学校、中学校、高等学校の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身 に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有によって 様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

文部科学省の調査によると、平成28年3月現在、全校一斉の読書活動(いわゆる「朝読」 を含む。)を実施している公立学校の割合は、小学校で97.1%(26年96.8%)、中学校で 88.5% (26年88.5%)、高等学校で42.7% (26年42.9%) となっています。ボランティアなど の協力を得ている学校や公立図書館との連携を実施している学校も増加しており、各学校に

<sup>\*4</sup> 参照:第2部第3章第4節2 (2)

おいて積極的な取組が行われています。

#### ②学校図書館資料の整備・充実

学校図書館には読書活動を推進する「読書センター」、教育課程の展開に寄与する「学習センター」や「情報センター」としての機能が期待されています。

文部科学省は、公立義務教育諸学校における学校図書館の図書を充実するため、学校の規模に応じた蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成等に向けて、平成29年度から令和3年度までの「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。

この計画の策定に伴い、公立義務教育諸学校の計画的な学校図書館図書の整備に必要な経費として、新たな図書等の購入に加えて、情報が古くなった図書等の更新を行うため、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方財政措置が講じられることとなっています。平成27年度末時点で「学校図書館図書標準」を達成している学校の割合は、小学校66.4%、中学校55.3%にとどまっており、文部科学省は、「学校図書館図書標準」の達成に向けて、各教育委員会に対して蔵書の計画的な整備を促しています。

また、「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴い、学校図書館に新聞を配備するため、単年度約30億円、総額約150億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

平成27年度末現在で学校図書館に新聞を配備している学校の割合は、小学校41.1%、中学校37.7%にとどまっており、文部科学省は、各教育委員会に対して学校図書館への新聞の配備を促しています。

#### ③学校図書館の活用を推進するための人的配置の推進

「学校図書館法」では、12学級以上の学校には学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担う司書教諭を必ず置かなければならないこととしています。文部科学省は、司書教諭の養成のための講習会を実施し有資格者の養成に努めるとともに、司書教諭の配置が促進されるよう周知を図っています。

また、学校図書館活動を充実するためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する学校司書を配置して、司書教諭との連携による多様な読書活動の計画・実施を推進したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりすることが有効です。平成26年6月に議員立法によって「学校図書館法」が改正され、それまで法律に規定のなかった「学校司書」について、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校に置くよう努めることとされました。学校司書を配置する公立小・中学校の割合は近年一貫して増加しており(28年4月現在:小学校59.3%、中学校57.3%)、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることが分かります。こうしたことを踏まえ、公立小・中学校に学校司書を配置するための経費として、24年度から28年度まで単年度ごとに約150億円の地方財政措置が講じられてきたところです。さらに、29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」に新たに学校司書の配置を位置づけたことに伴い、単年度約220億円、総額約1,100億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

#### ④学校図書館の更なる整備充実に向けて

文部科学省は、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格の在り方、その養成等の在り方に関する検討を行い、平成28年10月、「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」を取りまとめました。これを踏まえ、文部科学省は、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を作成しました。また、学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成し、各教育委員会や大学等に周知を図りました。

#### (2)地域における読書活動の推進

文部科学省は、第四次基本計画に基づき、「発達段階に 応じた読書活動の推進 | 事業、子供の読書に関する調査研 究の実施、「子ども読書の日」(4月23日)を記念した「子 どもの読書活動推進フォーラム」の開催(令和2年度は新 型コロナウイルス感染拡大の影響により開催中止)、優れ た読書活動を行っている図書館・学校・団体(個人)の文 部科学大臣表彰を行っています。文部科学大臣表彰につい て、令和2年度は、図書館46館・学校135校・団体(個 人) 47団体(名) の合計228件を表彰しました。受賞事例 については「子ども読書の情報館」を活用した情報提供\*5 を行っています。また、図書館が「地域の知の拠点」とし て住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環 境の整備を進めています。読書活動をはじめとする図書館 の機能やサービスを一層充実させるため、「図書館の設置



「子ども読書の日」普及啓発ポスター

及び運営上の望ましい基準 | (平成24年12月19日文部科学省告示第172号) に基づき、子供 のための施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実に努めています。

# 社会教育の振興と地域全体で子供を 育む環境づくり

## ■ 社会教育の振興

#### (1) これからの社会教育の在り方

人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化 の中にあって、住民の主体的な参加による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社 会教育はこれまで以上にその役割を果たすことが期待されています。

平成30年3月には、文部科学大臣から中央教育審議会に対して今後の社会教育の振興方 策について諮問を行い、これを受け、中央教育審議会は、30年12月に「人口減少時代の新 しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」を取りまとめました。答申 では、今後の社会教育の在り方として、人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画 による地域づくりがこれまで以上に求められる中、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つ ながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとされ、その上で、新たな社会教育の方向性 として「開かれ、つながる社会教育」が提示されているところです。

文部科学省としては、この答申の内容も踏まえ、引き続き社会教育の振興に努めてまいり ます。

#### (2) 社会教育に関する専門的職員の充実

教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員である社会教育主事は、地域の学習課 題を把握し、社会教育事業の企画・実施や、関係者への専門的技術的な助言と指導を関係各 機関との効果的なネットワークを活用して行うことによって、地域住民の自発的な学習活動

<sup>\*5</sup> 参照:https://www.kodomodokusyo.go.jp/

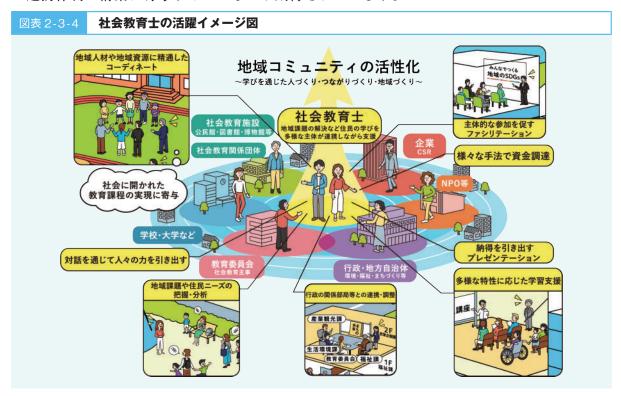
や学習を通じた地域づくりの活動を支援する役割を果たしています。また、図書館及び博物 館に置かれる専門的職員である司書及び学芸員は、利用者や地域住民の学習機会の充実を図 り、学習活動の支援を行っています。

文部科学省は、現職の社会教育主事、司書、学芸員に対して、地域が抱える課題や学習 ニーズに対応した実践的な研修を実施することによって、これらの専門的職員の資質向上を 図っています。また、社会の状況に応じて、地域住民の高度化・多様化する学習ニーズに対 応する社会教育主事や司書を養成するため、大学等に委嘱して社会教育主事講習や司書講習 を実施するほか、学芸員資格認定試験による資格付与を行っています。

社会教育主事の養成については、学習及びその成果を実際の地域課題の解決等につなげて いくため、今後はより実践的な能力の育成が必要であると指摘されており、「社会教育主事 養成の見直しに関する基本的な考え方について | (平成29年8月社会教育主事養成等の改 善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事講習及び社会教育主事養成 課程の科目の改善を図ることとし、「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」(平成 30年文部科学省令第5号)を30年2月28日に公布し、令和2年4月1日から施行されまし た。

本改正では、学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る科 目である「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題 解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る科目である「社会教育経営論」を新 設しました。これらを含む全ての科目を修得した者は、新たに「社会教育士」と称すること ができます。

社会教育士には、地域学校協働活動の推進や社会教育施設における活動のみならず、環境 や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習を支援する活動を通じて、人づくり や地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことや、首長部局、NPOや大学、企業 等においても広く活用され、教育委員会に置かれる社会教育主事を中心とした社会教育行政 の連携体制の構築に寄与することなどが期待されています。



## 🛛 社会教育施設を通じた様々な施策の展開

文部科学省では、「第3期教育振興基本計画」を踏まえて、公民館・図書館・博物館等、 地域の「学びの場」である社会教育施設を拠点として、首長部局・学校・NPO・企業等の 多様な主体との連携を密にし、地域課題解決に向けた講座の開催や、住民主体の地域づくり に対する支援等を行い、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びを推進する取 組を行っています。

また、公民館等の社会教育施設においては、地域の課題を適切に把握するとともに、地域 住民のニーズに応じた運営を行うことが重要です。さらに、その活動内容を客観的に評価・ 検証し、施設運営の質の向上を図ることも求められます。

#### (1)公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コ ミュニティの形成の場として重要な役割を果たすとともに、地域の防災拠点としての役割も 期待されています。平成30年10月現在、公民館(公民館類似施設含む)は全国に約1万 4,000 館設置され、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学 習機会を提供しています。文部科学省は、公民館職員専門講座や社会教育主事講習等におい て、地域課題を解決するための活動の事例提供等により、公民館における取組が一層充実す るよう努めています。

また、文部科学省では、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大 きく貢献していると認められる公民館(公民館と同等の社会教育活動を行う施設を含む)を 優良公民館として表彰しており、第73回(令和2年度)優良公民館表彰においては、65館 を表彰館として決定しました。\*6

さらに、新型コロナウイルス感染症の対策下における公民館の取組事例を収集・公表して います。

#### (2)図書館

図書館は、人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育 施設です。平成30年10月現在の図書館数は、公立図書館が3.360館、私立図書館が22館と なっています。文部科学省は、24年4月に「図書館法施行規則」の一部改正を行い、図書 館を支える司書が地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応できるよう、大学に おける司書養成課程等の改善・充実を図ったところです。また、図書館職員の資質向上に向 けて、司書等の研修の充実に努めています。

図書館には「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など多様な利用者や住民の学習活動 を支え、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など 幅広い観点から社会貢献や地域発展のために寄与することが期待されます。

#### (3)博物館

第9章第12節 博物館・劇場等の振興を参照。

<sup>\*6</sup> 参照:https://www.mext.go.jp/a\_menu/01\_1/08052911/mext\_01274.html

## 图 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

#### (1)地域と学校の連携・協働のための仕組み

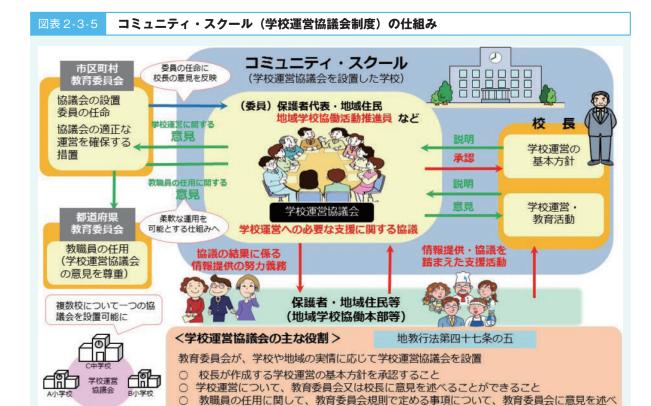
社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、これからの学校は、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。また、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。

このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています(図表 2-3-5)。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。

新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことが可能となります。実施後は活動の振り返りや評価を行い、次年度の教育課程や活動に反映させるといったPDCAサイクルを機能させることが重要です。

また、学校運営協議会において保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、行事の見直 しや必要な地域学校協働活動に関する協議を行うなど、学校における働き方改革に取り組む 上でも重要な仕組みです。

さらには、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」が学校運営協議会の委員となることで、協議の場である学校運営協議会と実働の場である地域学校協働活動が円滑に連携し、両者の機能を高め、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます(図表 2-3-6)。

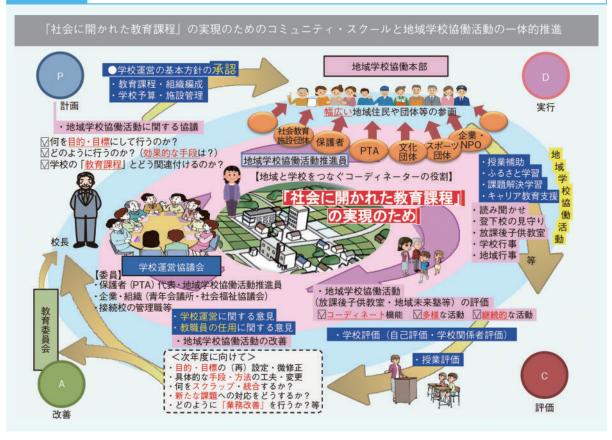


ることができること

#### 図表 2-3-6

小中一貫型小・中学校など

「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の -体的推進





地域の大人と児童生徒が「熟議」を行い、地域課題の共有や より良いまちづくりのための意見交流を行う(岡山県早島町)

#### (2) 地域と学校の連携・協働の現状

令和2年7月1日現在において、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入 している学校数は46都道府県内9.788校となっています。小・中学校、義務教育学校数で見 ると、全体の30.7%(8,681校)がコミュニティ・スクールを導入しています。また、地域 学校協働本部は1万878本部が整備され、カバーする小・中学校、義務教育学校数は、1万 7.066校となっています(図表 2-3-7)。

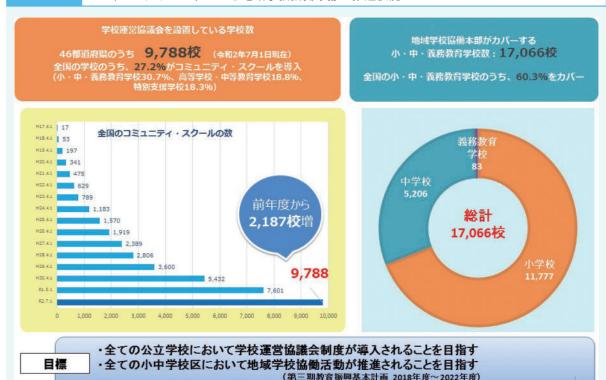
地域学校協働活動の一環として、地域住民等の協力を得て子供たちに学習・体験活動等を 提供する「放課後子供教室」は1万8,031教室\*7が実施されています。

文部科学省では、地域と学校の連携・協働を一層推進していくため、以下の取組を実施し ています。

- 1. コミュニティ・スクール導入時の運営体制づくりへの支援及び地域学校協働活動推進員 の配置の促進など地域学校協働活動を推進するための支援
- 2. コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実 践に携わった実績を有するCSマイスターの派遣
- 3. 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」、制度等説明会の実施
- 4. 子供の豊かな学びを支えるため、趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援 団 | として位置づけ、放課後や土日、休業日等に出前授業や施設見学等の教育プログラム を提供する取組の実施

<sup>\*7</sup> 補助事業を活用している数であり、地方単独財源で実施している数は含まない。

#### 図表 2-3-7 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の推進状況





地域住民、保護者、中学生の参画による地域学校協働活動 (福岡県春日市立春日小学校)

#### (3) PTA や青少年教育団体等の実施する共済事業

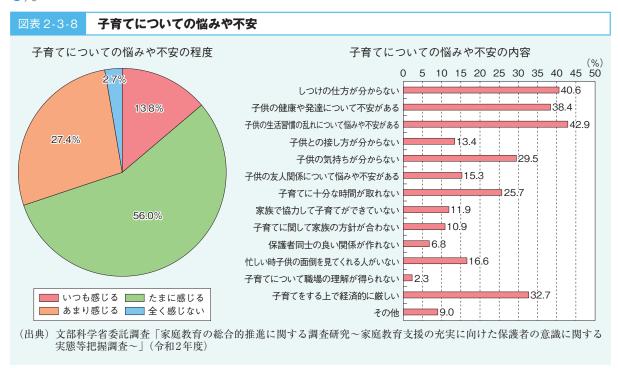
PTAや青少年教育団体等は、「PTA・青少年教育団体共済法 | に基づき、行政庁の認可 を受けて、その主催する活動等における災害について共済事業を実施することができます。 令和2年度末までに、全国で27団体が本法に基づく共済事業の認可を受けています。文部 科学省は、共済契約者等を保護する観点から、共済事業が適切かつ健全に実施されるよう、 行政庁である都道府県教育委員会等に対する研修会の実施や情報提供などの支援に努めてい ます。

## 家庭教育支援の推進と青少年の健や かな成長

## ■ 地域の多様な主体が連携協力した家庭教育支援の充実

#### (1) 家庭教育の現状と課題

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子供の基本的な生活習慣や豊か な情操、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要です。一方、共働き家庭や ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するととも に、児童虐待や不登校など子供の育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、子育 てに関する様々な悩みや不安を抱えつつ、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアク セスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も多くなっています(図表 2-3-8)。



「第3期教育振興基本計画」では、多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支 える仕組みづくりを一層促進していくこととしており、文部科学省では、学校や子育て経験 者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携・協力した親子の育ちを応援する 取組等を推進しています。

#### (2) 家庭の教育力の向上に向けた取組の推進

文部科学省は、「地域における家庭教育支援基盤構築事業」により、身近な地域において 保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用し た家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会や情報の提供、相談対応、アウトリーチ 型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団体の取組を推進しています (令和3年3月末現在の「家庭教育支援チーム」数:986チーム(地域における家庭教育支 援基盤構築事業により支援しているチーム数と登録制度により登録しているチーム数を合計 したもの))。また、地域における家庭教育支援と子育て支援の連携体制の構築に向けて、

「教育と福祉の連携による家庭教育支援事業」を地方公共団体に委託して実施しました(令 和2年度:2府県)。

さらに、令和2年度は、「地域の実情に応じたアウトリーチ型家庭教育支援の取組事例に ついて」を作成し、教育委員会や社会教育関係者・関係団体に周知するほか、「地域の実情 に応じたアウトリーチ型支援の充実に向けて」というテーマで、全国家庭教育支援研究協議 会を開催しました。

#### (3)子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援の推進

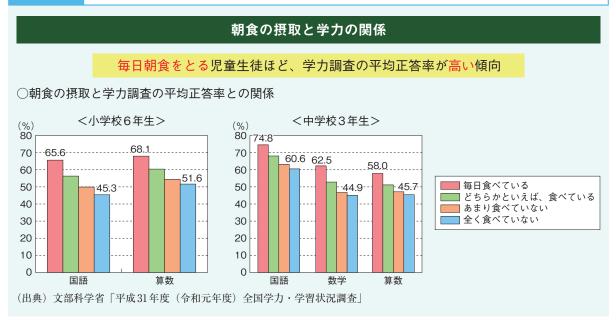
#### ①子供の基本的な生活習慣の現状

子供たちが健やかに成長していくためには、規則正しい生活習慣を確立することが必要で すが、一方で基本的な生活習慣の乱れが、子供たちの学習意欲や体力、気力の低下の要因の 一つとして指摘されています。

平成31年度(令和元年度)「全国学力・学習状況調査」によると、子供の睡眠習慣につい ては、毎日、同じくらいの時刻に寝ている小学校6年生の割合は約81%、中学校3年生の 割合は約78%、また、毎日、同じくらいの時刻に起きている小学校6年生の割合は約92%、 中学校3年生の割合は約93%となっています。

さらに、同調査において、子供の朝食摂取については、朝食を毎日食べている小学校6年 生の割合は約87%、中学校3年生の割合は約82%となっているほか、毎日朝食を食べる子 供の方が、同調査の平均正答率が高い傾向にあります(図表 2-3-9)。

#### 図表 2-3-9 朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係



#### ②「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供の生活習慣づくりについて、社会全体の問題として子供たちの生活リズムの向上を 図っていくため、平成18年4月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足し、文部科学 省は同協議会と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しています。具体的には PTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団 体、読書・食育推進団体、行政などの参加を得て、全国において、子供の基本的な生活習慣 の確立や生活リズムの向上につながる運動が展開されています。

同協議会では、ウェブサイトによる情報提供も行っています\*8が、令和2年度は、「早寝 早起き朝ごはん」の効果に関する調査研究(中間まとめ)を公表しました。子供の頃、規則 正しい生活を送っていた人ほど、大人になった現在の自尊感情や規範意識等の資質能力が高 いなどの調査結果が出ており、規則正しい生活習慣の重要性を広く普及・啓発しました。

文部科学省では、子供の生活習慣づくりに資するよう、隔年で、「優れた『早寝早起き朝 ごはん』運動の推進に係る文部科学大臣表彰 | を行っています。令和2年度は、62団体を 表彰し、表彰を受けた活動の概要をまとめた資料を文部科学省のウェブサイトで公表してい

さらに、国立青少年教育振興機構においては、文部科学省と連携協力して、平成29年度 より「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための「早寝早起き朝ごはん」フォーラム 事業を実施するとともに、中学生の基本的な生活習慣の維持・定着・向上を図るための「早 寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施しています。

## 2 青少年の健全育成の推進

#### (1) 青少年の体験活動の推進

#### ①学校・家庭・地域における体験活動の推進

平成25年1月に中央教育審議会から答申された「今後の青少年の体験活動の推進につい て」においては、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで人づくりの「原点」である体 験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

本答申などを踏まえ、文部科学省は、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等につい て普及啓発を行うとともに学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。具体的に はシンポジウムの開催や、青少年の体験活動に関する調査研究や、企業が社会貢献活動の一 環として行う青少年の体験活動の表彰と事例集を作成し、実践事例の紹介等を行っていま す。また、青少年が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるためには、自己肯定 感をバランスよく育むことが必要であることから、自己肯定感を育むために有効な体験活動 について、効果的な取組を支援しています。

さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進 事業」を実施し、学校による宿泊体験活動の取組を支援するとともに、内閣官房、総務省、 農林水産省、環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています。

#### ②青少年の国際交流の推進

文部科学省は、青少年の国際的視野の醸成などを図るため、次代を担う青少年等の海外派 遣及び日本受入を行う「青少年国際交流推進事業」や、文化の異なる複数の国から青少年を 招へいし一定期間宿泊を伴う英語による共同生活を体験する「地域における青少年の国際交 流推進事業 | 等を実施しています。「青少年国際交流推進事業 | では、日独及び日韓の青少 年が様々なテーマにおいて交流を行い、相互理解の促進を図っています。令和2年度におい ては、貧困問題やメディア環境等のテーマでオンラインを通じて交流を行いました。また、 「地域における青少年の国際交流推進事業」では、異なる文化的背景を持つ青少年と共同生 活を行いながら、地域文化の体験やグループワーク等を通じて、青少年の国際交流を推進し ています。令和2年度においては、オンラインや少人数でのグループワーク等を通じて海外 の大学生や国内にいる留学生と高校生等が交流などを行いました。

国立青少年教育振興機構においても、日中韓の小学4年生から6年生を対象とした「日中 韓子ども童話交流事業」(令和2年度は延期) など、様々な青少年の国際交流推進事業が実 施されています\*<sup>9</sup>。

#### (2) 国立青少年教育振興機構を中心とした体験活動の推進

#### ①青少年教育施設における体験活動の推進

国立青少年教育振興機構は、青少年教育のナショナルセンターとして、全国28か所の国 立青少年教育施設において、不登校、発達障害、子供の貧困等、青少年の現代的課題に対応 した教育事業を企画・実施するとともに、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年団体等 の活動に対する指導・助言等を行っています。また、社会全体で体験活動を推進する気運を 高めるため、毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、青少年団体等と連携し て体験活動の重要性を広く家庭や社会に伝える活動を進めています。

#### ②「子どもゆめ基金|事業

国立青少年教育振興機構は、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、「子ど もゆめ基金|事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動等を助成し、草の根レ ベルの体験活動等を支援しています。令和2年度は、5.326件の応募に対して4.426件の活動 を採択しました。

#### (3) 青少年を有害情報から守るための取組の推進\*10

近年、スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、 SNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深 刻な問題となっています。文部科学省は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用 できる環境の整備等に関する法律 | などに基づいて、地域・民間団体・関係府省庁等と連携 しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進しています。

#### (4) 依存症予防教育の推進

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル等に関する依存症等が社会的な問 題となっており、将来的な依存症患者数の逓減や青少年の健全育成を図る観点から、国、学 校、地域が一体となって予防教育を行っていくことが必要となっています。

文部科学省は平成28年度から「依存症予防教育推進事業」を実施しており、厚生労働省 との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、社会教育施設等を活用した児童 生徒、学生、保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」等の取組を支援しています。

\*9 参照:第2部第10章第1節3 (2) \*10 参照:第2部第11章第1節7